

イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し —2014年法律第56号を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳

【目次】

はじめに

I 地方制度の概要及び従来の改革の動向

- 1 地方自治体の憲法上の位置付け
- 2 従来の立法による改革の動向

II 56号法による改革

- 1 概要
- 2 大都市
- 3 県
- 4 コムーネ連合・統合

おわりに

翻訳：2014年4月7日法律第56号「大都市、県並びにコムーネの連合及び統合に関する規定」（抄）

はじめに

イタリアでは、2014年に、「大都市 (città metropolitana)」を設置するとともに、地方団体（次頁参照）に関する見直しを行う2014年4月7日法律第56号「大都市、県並びにコムーネの連合及び統合に関する規定」（以下「56号法」）⁽¹⁾が制定された。大都市は、1990年に初めて法律で規定され、2001年には憲法上の地方団体とされたものである⁽²⁾。当初、大都市は、地域の多様性に地方制度を適合させる一環として構想された。そこでは、おおむね人口100万人超の都市化の進んだ地域が念頭に置かれ、大都市は、県に代わる地方団体であるが、それより大きな権能を有するものとされた。ただし、従来の制度の見直しを含むため、実現は容易ではなかった。しかし、2011年以降、本格化した経済・財政危機への対応策の一環として、主に財政支出削減の観点から県に関する大幅な見直しと一部の県の大都市への移行等が改めて議論されるようになった。その結果、2013年に政府の関係措置が違憲と判断されたこと（p.33参照）等も踏まえ、56号法が制定されるに至ったものである。2015年以降は実際に、14の大都市が初めて設置されるとともに、県の機関等の見直しが進められている。

以下では、まず、議論の前提として、イタリアにおける地方自治体の憲法上の位置付け

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年8月31日現在である。

(1) Legge 7 aprile 2014, n. 56, Disposizioni sulle città metropolitane, sulle province, sulle unioni e fusioni di comuni. 以下、法令の条文は、イタリア共和国の現行法令ポータルサイト（Normattiva website (<http://www.normattiva.it/>)）を参照した。

(2) 2001年10月、国と州等の権限関係を大きく見直す憲法改正が行われた。当該改正後の憲法第114条は、「①共和国は、コムーネ、県、大都市、州及び国によって構成される。②コムーネ、県、大都市及び州は、憲法が定める原則に基づく固有の憲章、権限及び権能を有する自治団体である。③ローマは、共和国の首都である。国の法律が、その制度について定める」と規定している。

を確認する。その後、県、大都市、コムーネ（基礎自治体）⁽³⁾に関する従来の改革をめぐる立法動向を56号法に直接関係する点に絞って整理する。続いて、56号法による改革の内容を憲法裁判所による評価等とともに要約し、最後に、当該改革の特徴について総括する。

I 地方制度の概要及び従来の改革の動向

1 地方自治体の憲法上の位置付け

イタリアの現在の地方自治体は、「州⁽⁴⁾—県・大都市—コムーネ」の三つの階層に分かれている（表参照）。2017年8月時点の数は、州が20、県が93⁽⁵⁾、大都市が14、コムーネが7,978である。このうち、県、大都市及びコムーネをあわせて地方団体（enti locali）といい、地方団体と州をあわせて領域団体（enti territoriali）という。

表 イタリアの国及び地方自治体の階層

階層	実例		
国	イタリア (人口 6058 万 9445 人)		
州*	トスカーナ (人口 374 万 2437 人)		トスカーナ以外の州は、ロンバルディア等の19州
県*・大都市*	フィレンツェ（県→大都市） (人口 101 万 4423 人)		
コムーネ*・コムーネ連合	フィレンツェ (人口 38 万 2258 人)	スカンディチ等の41コムーネ（そのうち29コムーネで4コムーネ連合(p.31参照)を形成)	
区（法人格なし）	第1区～第5区	フィレンツェ以外の県は、ピサ等の9県	

(注) *は憲法上に規定された自治体である。人口は、“Demografia in cifre”. Istituto nazionale di statistica website <<http://demo.istat.it/>> による2017年の数値である。

(出典) Città Metropolitana di Firenze website <<http://www.cittametropolitana.fi.it/i-comuni/>> ; Città di Firenze website <http://www.comune.fi.it/export/sites/retcevica/comune_firenze/comune/quartieri/index.html> を基に筆者作成。

1947年に制定された現行憲法は当初、州には固有の権限と権能を保障していたのに対して、地方団体には国の法律で定める原則の範囲内で自治を認めたにすぎなかった⁽⁶⁾。しかし、2001年の憲法改正によって、地方団体も「憲法が定める原則に基づく固有の憲章（statuto）、権限及び権能を有する自治団体」（第114条第2項）となり、その権限も、広義の立法権、行政権及び財政権の全てにおいて拡大された。ここでいう地方団体の広義の立法権とは、憲章制定権と規則（regolamento）制定権を指す。「憲章」とは、地方団体の組織

(3) コムーネは、我が国で言えば市町村に当たるものであるが、人口規模等に基づくそのような区分はない。以下、コムーネに関する数値は、別途断りがない限り、イタリア全国コムーネ協会が設立した株式会社で、情報サービス等の提供を行っているAncitelのwebsite <<http://portale.ancitel.it/>> による数値を用いた。

(4) 州は、通常州15州と、島嶼（しょ）部及び北部国境に位置し、その地理的及び歴史的特殊性から幅広い権限が与えられた特別州5州から成る。なお、特別州は、憲法的法律（憲法と同等の効力を有する法律で、憲法典自体を改正する法律とは異なるものも含む。）で定める特別憲章に基づき、特殊な形式と条件の自治権を有する。

(5) ただし、シチリア州に関しては、県に代わる「コムーネ自治組合（libero consorzio comunale）」の数である。また、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州では、全ての県の廃止が予定されている。なお、両州は、いずれも特別州である。

(6) 憲法旧第115条は、州が「憲法が定める原則に基づく固有の権限及び権能を有する自治団体」であり、同旧第128条は、県及びコムーネが「地方団体の権能を定める共和国の一般的法律による原則の範囲内で自治団体」と規定していた。

及び活動に関する原則、当該団体の行為を統制する形式並びに少数派の代表の保障及び人民の行政への参加を定め、地方団体の議会により制定されるものである⁽⁷⁾。「規則」も、地方団体の議会により制定され、憲章の下で、地方団体の組織及び権能について規律しており、我が国で言えば条例に該当する。また、2001年憲法改正により、行政権に関しては、補完性、差異性及び最適性の原則⁽⁸⁾に基づき上位の団体に付与される場合を除いて当該権能がコムーネに属することや、地方団体が固有の行政権能を持つことが明記され、財政権に関しては、地方団体も財政自治権を持つことが規定された。

2 従来の立法による改革の動向

(1) 地方団体に関する基本的な枠組み

戦後初の地方自治に関する包括的な法律である1990年6月8日法律第142号「地方自治制度」(以下「142号法」)⁽⁹⁾は、地方団体に関する枠組みを定めた⁽¹⁰⁾。

第一に、権能に関して、県は各種計画の作成及び環境保護、交通(道路・輸送)、教育(中等・芸術・職業)等に関する事務、コムーネは国や他の領域団体に属さない住民サービス、地域整備、経済開発に関する事務を行うこととした。第二に、地方団体の組織として、①独任制の機関で地方団体を代表するとともに、議会及び理事会を招集かつ主宰する「首長」⁽¹¹⁾、②憲章、規則及び予算等を議決し、政策等の方針決定及び執行機関に対する統制の権能を有する「議会」、③執行機関であり、他の機関に属さない一般的な権能を有する「理事会」の三つを規定した。第三に、法律上初めて、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、バーリ、ナポリの9大都市圏⁽¹²⁾において、県の権能に加え、州法により付与される権能を持つ「大都市」を設置できることとした。これは、行政サービスに関するコムーネ間の調整の必要など広域行政の問題が生じつつあった地域について、行政的な調整を容易にし、その問題解決能力を高めることを目的として⁽¹³⁾、新たな地方団体を設置しようとするものであったが、性急に過ぎ実現しなかつ

(7) 2003年6月5日法律第131号「2001年10月18日憲法的法律第3号における共和国の組織の調整に関する規定」(Legge 5 giugno 2003, n. 131, Disposizioni per l'adeguamento dell'ordinamento della Repubblica alla legge costituzionale 18 ottobre 2001, n. 3.) 第4条第2項の規定による。

(8) 「補完性原則」とは、市民に最も近接した階層の政府に権能を付与することを原則としながらも、その統一的行使を保障する必要がある場合には上位の階層の政府に当該権能を付与することができるものである。また、「差異性原則」とは、等しい状況は等しく規律し、異なる状況には異なる規律を行うことにより、行政権能の付与が合理的に行われるよう求めるものである。事例を挙げれば、一般に、大規模なコムーネは、小規模なコムーネより多くの権能を遂行することができる。この場合、国又は州は、行政権能の配分を変えることができる。つまり、大規模コムーネには、ある権能を直接行使するよう配分できるが、それ以外のコムーネには、当該権能を複数のコムーネで共同行使するよう配分すること、県に配分すること又は州にとどめることも可能とするものである。「最適性原則」とは、権能配分に際して、最もふさわしい階層の政府に権能を委ねなければならないということ、つまり、法律により権能を委ねられた政府が当該権能を管理できなければならないということの意味している。Augusto Barbera e Carlo Fusaro, *Corso di diritto pubblico*, 9 ed., Bologna: Il Mulino, 2016, pp.383-384.

(9) Legge 8 giugno 1990, n. 142, Ordinamento delle autonomie locali.

(10) 戦後、地方団体の議会の選挙に関する法律等は制定されたものの、地方制度自体に関しては、142号法により廃止されるまで、1934年3月3日勅令第383号「コムーネ及び県に関する法律の統一法の承認」(Regio Decreto 3 marzo 1934, n. 383, Approvazione del testo unico della legge comunale e provinciale.)等が適用されていた。

(11) 当初、首長は、各議会による間接選挙制であったが、1993年3月25日法律第81号「コムーネの長、県知事、コムーネ議会及び県議会の直接選挙」(Legge 25 marzo 1993, n. 81, Elezione diretta del sindaco, del presidente della provincia, del consiglio comunale e del consiglio provinciale.)により直接選挙制が導入された。これに対して、議会は、戦後一貫して直接選挙制であった。

(12) 142号法の定める「大都市圏」とは、トリノ等の大規模なコムーネと周辺コムーネの間で、経済活動、社会生活に不可欠なサービス並びに文化関係及び領域的な特色に関して緊密な統合がなされている地域を指す。また、56号法とは異なり、必ずしも既存の県の領域と同一であることは前提とされていなかった。

(13) 工藤裕子「イタリアにおける地方行政改革の試み—90年142号法の意義—」『年報行政研究』29号, 1994.5, pp.128-129; 同「イタリアの自治体連合—小規模自治体および大都市圏の緩やかな連合—」『月刊自治研』524号, 2003.5, p.75.

た⁽¹⁴⁾。第四に、コムーネ全体の数の約7割を占める住民5,000人以下の小規模なコムーネが共同してサービス等を行う新たな枠組みとして、複数のコムーネ（同じ県の隣接したものに限る。）が「コムーネ連合（*unione di comuni*）」を形成できるようにした。ただし、この法律の規定では、形成から10年以内に一つのコムーネに統合しない場合は連合を解散しなければならなかったため、共同してサービス等を行う場合も、特定の事業に係る相互協力を契約（*convenzione*）で定めることが多く⁽¹⁵⁾、コムーネ連合は当初普及しなかった。

(2) 大都市設置に向けた動向

(i) 2003年法律第131号

2001年憲法改正により大都市が憲法上の地方団体とされて以降、まず、2003年6月5日法律第131号⁽¹⁶⁾が、①大都市を含む全ての地方団体の基本的権能を定義すること、②大都市設置の процедуруを調整すること、③大都市の統治機構と、多数派形成に資するとともに少数派の代表も保障するような代表性及び民主性の基準に従った当該機構の選挙制度を定めること、④大都市の公選職の被選挙資格、兼職資格及び立候補資格について定めることを政府に委任し、①から④について定める立法命令の骨子は閣議でも承認された⁽¹⁷⁾。しかし、最終的に立法命令として成立しなかった⁽¹⁸⁾。

(ii) 2009年法律第42号

続いて、2001年憲法改正で分権化の進んだ財政権（財政連邦主義）を具体化するために制定された2009年5月5日法律第42号（以下「42号法」）⁽¹⁹⁾においても、大都市の設置に関する規定が設けられた。同法は、暫定的な措置として、トリノ等10のコムーネを含む大都市圏（*area metropolitana*）⁽²⁰⁾に大都市を設置することができるとし、設置は、①県の中心コムーネ（*comune capoluogo*）⁽²¹⁾と県の共同提案、②県の中心コムーネと県内のコムーネの20%以上との共同提案（ただし、提案したコムーネの合計人口が県の人口の60%以上を代表している必要あり）、③県と県内のコムーネの20%以上との共同提案（人口要件は②と同様）のいずれかによるものとした。設置の提案は、大都市の境界画定、大都市の領域を複数のコムーネに区分することのほか、暫定的な憲章案について示す必要があった。

当該憲章案は、大都市の領域内における自治体の活動全体の調整の在り方を定義するとともに、大都市を構成するコムーネの長及び県知事から成る臨時議会の長の選挙又は決定

(14) 2001年憲法改正前の立法としては、1999年8月3日法律第265号「地方団体の自治及び制度に関する規定並びに1990年6月8日法律第142号の改正」（*Legge 3 agosto 1999, n. 265, Disposizioni in materia di autonomia e ordinamento degli enti locali, nonché modifiche alla legge 8 giugno 1990, n. 142.*）が、142号法の関係規定を修正して、大都市設置に関する手順を詳細化した。実現にはつながらなかった。

(15) Federica Fabrizzi e Giulio M. Salerno (a cura di), *La riforma delle autonomie territoriali nella legge Delrio*, Napoli: Jovene, 2014, p.107.

(16) 前掲注(7)を参照。

(17) “Consiglio dei Ministri n.33 del 2 dicembre 2005”. Governo Italiano website (http://www.sitiarcheologici.palazzochigi.it/www.governo.it/maggio%202006/www.governo.it/Presidente/Comunicati/testo_intd57e.html?d=26835) なお、立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令を指す。

(18) 2003年法を含む当初の取組において、大都市圏の概念は厳密な領域や制度枠組みを伴わず、曖昧な存在にとどまっており、大都市設置に至ることができなかった。Giuseppe Mobilio, *Le Città metropolitane: Dimensione costituzionale e attuazione statutaria*, Torino: Giappichelli, 2017, p.91.

(19) Legge 5 maggio 2009, n. 42, Delega al Governo in materia di federalismo fiscale, in attuazione dell' articolo 119 della Costituzione. 「憲法第119条の規定の具体化における、財政連邦主義に関する政府への委任」なお、この法律の詳細に関しては、芦田淳「イタリアにおける財政連邦主義実施の動向」『外国の立法』No.260, 2014.6, pp.83-91. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8677798_po_02600006.pdf?contentNo=1) を参照。

(20) 1990年法律第142号で列挙された9大都市圏にレッジョ・カラブリア大都市圏を加えたものである。なお、この対象となる地域は、56号法に至るまで変わらない。また、42号法においては、特に大都市圏に関する定義は置かれていない。

(21) 県の中心コムーネとは、僅かな例外を除いて当該県の中で人口が最大で、県の機関が置かれているコムーネのことを指す。大都市の中心コムーネや州の中心コムーネという場合も同様である。

の方法を定めるものである。設置の提案は、州の意見を聴取した後、全県民による住民投票に付されるが、州の意見が反対であれば投票率が30%以上であることが当該投票成立の要件となる。その他の場合、最低投票率は設けられない⁽²²⁾。県の機関は、大都市の諸機関の設置の日から、廃止されることとなっていた。

42号法の特徴は、まず、大都市を、完全な地方団体とはいかないまでも、広域にわたる全般的な権能を備えて調整を行う団体として位置付けた点である⁽²³⁾。他方、大都市の設置は任意で、かつ、コムーネ等の発議に基づくものとされた。加えて、その憲章が重要な役割を持つようになっている。以上の規定を実施するため、42号法は、政府に3年以内⁽²⁴⁾に立法命令を制定するよう委任したが、次に述べる2012年7月6日緊急法律命令第95号(以下「95号命令」)⁽²⁵⁾により42号法の関係規定が廃止され、立法命令制定には至らなかった。

(iii) 2012年緊急法律命令第95号

95号命令は、地方団体の再編とそれに基づく財政支出の削減により、経済・財政危機に対応することを目指し、大都市の設置とそれに対応する県の廃止、その他の県の統合⁽²⁶⁾を定めている。同命令は、42号法でも挙げられた10大都市圏に対して、従来のようにコムーネ等の提案による任意の設置ではなく、法の規定に従って一律に大都市が設置されるとした。そして、その設置は、2014年1月に一部の県を廃止して行われることになっていた。

大都市の機関に関しては、「支出の合理化及び削減」という制定の目的を踏まえ、①中心コムーネの長が自動的に大都市の長になること、②大都市議会に関して、住民数に応じて定数を定め、選挙資格及び被選挙資格とも大都市に属するコムーネの長及び議員に限定して間接選挙制としたことが特筆される(いずれの職も無報酬)。ただし、大都市の長及び議会に関して、憲章により直接選挙制を導入することも認めていた。そのほか、時限的な機関として、大都市に属するコムーネの長と大都市に移行する県の知事を構成員とし、2013年11月までに憲章を起草かつ決定する任務を持つ大都市評議会を設けた。

大都市の権能に関しては、県より若干多いものとされたが、商業に係る大規模な流通や、労働政策及び職業教育に関する権能を欠いていたことは、連携した地域を効果的に統治するという元来のニーズを満たすのに十分であるかどうか批判を呼んだ⁽²⁷⁾。ただし、95号命令は、国及び州が、それぞれの権限に関して、補完性、差異性及び最適性の原則の実施のために、大都市に更なる権能を付与することとしていた。

(22) なお、住民投票の手続の詳細は大統領令で定めることとされていたため、賛成に必要な多数等に関する規定は42号法に設けられていない。

(23) Antonio Brancasi e Paolo Caretti, “Il sistema dell’autonomia locale tra esigenze di riforma e spinte conservatrici: il caso della Città metropolitana,” AA.VV., *Scritti in onore di Giuseppe Palma*, I, Torino: Giappichelli, 2012, p.556.

(24) なお、2011年6月8日法律第85号「財政連邦主義に関する2009年5月5日法律第42号に定める委任の実施期限の延期」(Legge 8 giugno 2011, n. 85, Proroga dei termini per l’esercizio della delega di cui alla legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di federalismo fiscale.)は、立法命令制定の期限を「4年以内」に延長した。

(25) Decreto Legge 6 luglio 2012, n. 95, Disposizioni urgenti per la revisione della spesa pubblica con invarianza dei servizi ai cittadini. (convertito con modificazioni dalla Legge 7 agosto 2012, n. 135.) 「市民サービスの変更を伴わない公的支出の見直しに関する緊急措置」なお、ここで用いられている緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に、政府の制定する、法律と同等の効力を有する命令である(憲法第77条第2項)。ただし、公布後60日以内に、議会によって法律に転換されなければ、効力を失う(同条第3項)。

(26) 統合は、通常州内の県を対象として、面積と人口を基準にして行われる。ただし、①州の中心コムーネのある県、②他州の県及び大都市とのみ境界を接している県は除く。95号命令に基づいて定められた政令によれば、統合の対象とならない最低基準は、2,500km²以上の面積と35万人以上の人口を有していることである。

(27) Mobilio, *op.cit.*(18), p.97.

しかし、以上の95号命令の規定も、2012年12月24日法律第228号⁽²⁸⁾が適用を2013年末まで停止した上⁽²⁹⁾、2013年7月3日憲法裁判所判決第220号⁽³⁰⁾により違憲と判断された⁽³¹⁾ため、実現しなかった。

(3) 県の見直しに関する動向

上記95号命令に先立ち、歳出削減等により財政均衡の達成を目指した2011年12月6日緊急法律命令第201号「成長、公正及び財政再建のための緊急措置」⁽³²⁾は、県の任務を大幅に縮減するとともに、県の機関について、執行機関である県理事会を廃止し、コムーネ議会の選出する10名以下の議員から成る県議会⁽³³⁾と、県議会の選出する県知事のみにも縮小した。ただし、95号命令とあわせて関係規定が違憲と判断され、実現しなかった⁽³⁴⁾。なお、県見直しの背景には、経済・財政危機に端を発する歳出削減の要求に加え、県が州とコムーネの中間的な自治体として、その存在意義に疑義が呈されてきたこともある⁽³⁵⁾。財政規模を歳出総額（2013年）で比較しても、州が約1823億ユーロ⁽³⁶⁾、コムーネが約775億ユーロであるのに比べ、県は約114億ユーロと、州の約16分の1、コムーネの約7分の1の規模にすぎない⁽³⁷⁾。

(4) コムーネ連合の見直しに関する動向

このほか、1999年8月3日法律第265号⁽³⁸⁾は、142号法に所要の改正を加え、コムーネ連合に関して、統合の義務付けや参加するコムーネの人口要件を廃止した。また、1990年以降の地方制度関連法制を統合した2000年8月18日立法命令第267号「地方団体制度に関する統一法」⁽³⁹⁾は、コムーネ連合を、共同して権能を執行するため、複数のコムーネによって構成される地方団体と規定した。これは、コムーネ連合を、公選制の機関を持たず、コムーネから付与された権限しか持たないという制約はあるものの、法人格を有する地方団体として認めることであった。その後、一連の財政的安定を目指した緊急措置により、

(28) Legge 24 dicembre 2012, n. 228, Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (Legge di stabilità 2013). (国の単年及び複数年予算の決定のための規定（2013年安定法）) なお、安定法とは、各年度において収支の増減を目的として現行法令の改正を行う法律であり、多様な内容を含んでいる。

(29) この時期には、95号命令の見直しを行う2012年11月5日緊急法律命令第188号「県及び大都市に関する緊急措置」(Decreto Legge 5 novembre 2012, n. 188, Disposizioni urgenti in materia di Province e Città metropolitane.)を法律に転換するための法律案(A.S. n. 3558, XVI Legislatura)が議会に提出されていた。しかし、当該法律案は可決されず、緊急法律命令も2013年1月に失効した。

(30) Sentenza Corte costituzionale 3 luglio 2013, n. 220. 以下、憲法裁判所判決に関しては、Corte Costituzionale website (<http://www.cortecostituzionale.it/actionPronuncia.do>)を参照した。

(31) 憲法裁判所は、県の抜本的な改革とあわせ、大都市の設置を定めた95号命令の関連規定に対して、「緊急の必要がある非常の場合」の手段である緊急法律命令で行うことは不相当だとし、同命令について規定した憲法第77条違反であると判断した。より詳細な判決内容に関しては、芦田淳「イタリア—経済・金融危機下における地方制度再編論議—」『21世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』(調査資料2013-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014, p.103. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8434102_po_20130309.pdf?contentNo=1)を参照。

(32) Decreto Legge 6 dicembre 2011, n. 201, Disposizioni urgenti per la crescita, l'equità e il consolidamento dei conti pubblici. (convertito con modificazioni dalla Legge 22 dicembre 2011, n. 214.)

(33) 改正前の規定では、県議会議員の数は県の人口に比例して最大45名とされていた。

(34) 以上の県に対する改革の詳細に関しては、芦田淳「海外法律情報 イタリア 県の廃止?—財政危機と分権の交錯点」『論究ジュリスト』1号, 2012春, pp.190-191; 同 前掲注(31), pp.102-105を参照。なお、憲法違反とされた理由は、前掲注(31)で述べたとおりである。

(35) しかし、県を単位として政党、商工会議所、商業組合、農業組合その他の利益団体の多くが組織されていることから、県廃止論は強い反対にあい、実現してこなかったとの指摘がある。工藤裕子「イタリアの地方制度をめぐる最近の動向—2001年憲法改正後の展開と新たな憲法改正に向けて—」自治体国際化協会『比較地方自治研究会による各国の政策研究（平成25年度比較地方自治研究会調査研究報告書）』2014.11.20, p.9. (http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/h25_houkokusyo_05.pdf)

(36) 1ユーロは、約129円（平成29年9月分報告省令レート）。

(37) Istituto Nazionale di Statistica, *Annuario statistico italiano 2016*, Roma: Istituto Nazionale di Statistica, 2016 の2013年度の数値に基づく。

(38) 前掲注(14)を参照。

(39) Decreto Legislativo 18 agosto 2000, n. 267, Testo unico delle leggi sull'ordinamento degli enti locali.

2010年には、住民5,000人以下のコムーネに対して、その基本的権能の実施を、特殊な例外を除き、連合又は個別の契約により複数のコムーネで行うことが義務付けられ⁽⁴⁰⁾、2011年には、州による例外を認めるものの、各コムーネ連合に参加するコムーネの合計人口が1万人以上であることが義務付けられた⁽⁴¹⁾。

II 56号法による改革

1 概要

56号法は、Iで確認した従来の経緯を踏まえ、地方団体に係る見直しを行うものである。提出時には23か条から成る条文であったが、政府は、上院の承認を受けるために信任をかけた際、現在のような1条151項から成る構成に変更した⁽⁴²⁾。法律の目的規定等を除き、第5項から第50項まで及び第101項から第103項までが大都市に関する規定、第51項から第100項までが県に関する規定、第104項から第141項までがコムーネの連合及び統合に関する規定である。

一部の県に代えて設置された大都市の特徴は、調整を主とした権能に応じた合理化という観点から、その機関（首長及び議会）について間接選挙制を導入し、コムーネの長及び議員が無報酬で兼職するとした点である。県についても、同様の観点から、大都市と同様に兼職で無報酬を前提とする間接選挙制を導入している。権能自体に関しては、地方制度において大都市と県は同じ階層にあるものの、県の権能を従来に比して縮減するとともに、大都市の権能は、県に比べればより幅広いものとした。また、コムーネのレベルでも、サービス等の合理化を図るため、コムーネの連合及び統合に関する促進策を設けている。

2 大都市

(1) 56号法による改革の内容

56号法は、トリノを始めとする10県が大都市に移行することを定めた。大都市の基本的な権能は、県の当該権能（IIの3（p.37）参照）に加え、①大都市領域の3か年戦略計画の採択及び改訂、②領域に関わる全般的なインフラ等の計画策定並びに域内のコムーネの活動等に係る制約及び目標の決定、③公共サービス管理の調整された制度の構築、域内の一般的利益に関わる公共サービスの組織化、④域内のコムーネの都市計画の適合性等を保障した上での輸送交通政策、⑤経済的及び社会的発展の促進及び調整、⑥域内の情報化

(40) 2010年5月31日緊急法律命令第78号「財政的安定及び経済的競争性に関する緊急措置」（Decreto Legge 31 maggio 2010, n. 78, Misure urgenti in materia di stabilizzazione finanziaria e di competitività economica. (convertito con modificazioni dalla Legge 30 luglio 2010, n. 122.)) また、同命令は、2012年以降、コムーネの基本的権能として、以下の権能を列挙している。①行政の一般的組織、財政及び会計の管理並びに統制、②コムーネの公共輸送サービスを含む、コムーネの領域における一般的利益に関わる公共サービスの組織化、③現行法令により国の保持する権能を除く不動産登記、④コムーネの範囲の都市計画及び建築計画並びにコムーネを超える階層の領域計画への参加、⑤コムーネの範囲における災害救助及び一次医療の調整に関する計画に係る活動、⑥ごみの収集、運搬、処理及び再利用に係るサービスの組織化及び管理並びに関連する租税の徴収、⑦社会サービスに係る地方制度の企画及び管理並びに憲法第118条第4項の規定に基づく市民に対する関係給付の実施、⑧県の権限に配分されない学校建設、学校サービスの組織化及び管理、⑨コムーネ警察及び地方行政警察、⑩統計に関するサービス。

(41) 2011年7月6日緊急法律命令第98号「財政的安定のための緊急措置」（Decreto Legge 6 luglio 2011, n. 98, Disposizioni urgenti per la stabilizzazione finanziaria. (convertito con modificazioni dalla Legge 15 luglio 2011, n. 111.)) 及び2011年8月13日緊急法律命令第138号「財政的安定及び発展のための緊急追加措置」（Decreto Legge 13 agosto 2011, n. 138, Ulteriori misure urgenti per la stabilizzazione finanziaria e per lo sviluppo. (convertito con modificazioni dalla Legge 14 settembre 2011, n. 148.)) による措置である。

(42) このように一定の内容を持った法文全体を1条に統合した修正案（最大修正案）に政府が信任をかけた場合、議会は当該案について修正はできず、賛否のみを示すこととなる。

及びデジタル化の促進及び調整である。ただし、国又は州は、以上の大都市の固有の権能に対して、補完性、差異性及び最適性の原則に基づいて権能を遂行することができる。

大都市の機関は、市長、議会及び評議会である。全ての職は、無報酬である。市長は、中心コムーネの長と定められている。市長は、大都市を代表し、議会及び評議会を招集かつ主宰し、サービス及び組織の状況並びに決定の実施の監督等を行う。議会は、政策等の方針決定及び執行機関に対する統制を行う機関であり、評議会に対する憲章及びその改正の提案、規則等の承認、予算案の採択及び評議会の意見を踏まえた最終承認が主な権能である。議員定数は、住民数に応じて24名から14名までとされる。任期は5年、中心コムーネの議会選挙に際して、大都市議会の選挙も実施される⁽⁴³⁾。議会は、大都市を構成するコムーネの長及びコムーネ議会議員を選挙人として、非拘束名簿式比例代表制により選出される。被選挙資格は、現職のコムーネの長及びコムーネ議会議員であり、その職を失えば、大都市議会の議員の職も失う。なお、市長及び議会を直接選挙により選出することも可能で、大都市はその憲章で、国の法律の定める選挙制度を用いて普通選挙により市長及び市議会議員を選出する旨、定めることができる⁽⁴⁴⁾。評議会は、大都市を構成するコムーネの長で構成され、憲章の規定に従い提案を行うことや諮問を受けることができるほか、議会の提出した憲章及びその改正の可否を決する。

(2) 56号法等による改革の実施

56号法に基づき、2015年1月に9の大都市（トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、首都ローマ、バーリ、ナポリ）が設置され、2017年1月にはレッジョ・カラブリア大都市⁽⁴⁵⁾が設置された。前者の大都市議会選挙は2014年9月28日以降実施され、後者の当該選挙は、2016年8月7日に実施された。また、56号法とは別に、特別州⁽⁴⁶⁾では、2015年8月4日（シチリア）州法律第15号⁽⁴⁷⁾によりカタニア、パレルモ、メッシーナ各大都市、2016年2月4日（サルデーニャ）州法律第2号⁽⁴⁸⁾によりカッリャリ大都市が設置されている⁽⁴⁹⁾。この結果、2017年8月時点における大都市の数は14である。なお、大都市を構成するコムーネの数は平均で91（最少がカッリャリの17、最多がトリノの315）となっている。また、大都市の平均人口は約157万人（最少がカッリャリの約43万人、最大がローマの約435万人）、平均面積は約3,300 km²（最小がナポリの約1,200 km²、最大がトリノの約6,800 km²）である。

(3) 56号法に対する憲法裁判所の評価

2015年3月、憲法裁判所は、56号法の一部を違憲として提訴したロンバルディア、ヴェ

(43) 中心コムーネの議会選挙により当該コムーネの長が当選した日から60日以内に、大都市議会の選挙は実施される。

(44) なお、56号法の規定上、普通選挙を実施するからといって、無報酬でなくなるわけではない。

(45) レッジョ・カラブリア大都市の中心コムーネであるレッジョ・カラブリア市は、2012年10月、マフィア組織との接触を理由に、市長及び全市議会議員が中央政府により解任された。その後、2014年10月の市長選挙まで、政府が派遣した代表委員が行政を執行した。この2012年以降の状況を踏まえ、2014年4月に制定された56号法では、レッジョ・カラブリア大都市に関して特例が設けられ、レッジョ・カラブリア市長等の選挙後で、かつ、レッジョ・カラブリア県の機関（知事・議会・理事会）の任期終了後に、同大都市が設置されることとした。その後、2016年の当該機関の任期終了により、同大都市が設置された。

(46) イタリアにおける州の区分に関しては、前掲注(4)を参照。

(47) Legge Regionale 4 agosto 2015, n. 15, Disposizioni in materia di liberi Consorzi comunali e Città metropolitane. 「コムーネ自治組合及び大都市に関する規定」

(48) Legge Regionale 4 febbraio 2016, n. 2, Riordino del sistema delle autonomie locali della Sardegna. 「サルデーニャ州の地方自治体制度の再編」

(49) このように、特別州において州法により大都市を設置できるのは、56号法第1条第5項（p.41参照）において、56号法の定める原則に従って、州法により大都市について規律することを想定しているからである。

ネット等の複数の州による主張を退けた⁽⁵⁰⁾。主な論点は、次のとおりである。

第一に、州側は、憲法第117条第2項p号⁽⁵¹⁾に「大都市の設置」の文言がないことから、同条第4項を適用し、大都市設置が州の権限⁽⁵²⁾に属すると主張したが、これに対して、憲法裁判所は、次の理由により、州側の主張は認容できないと判断した。①州の主張を認めた場合、大都市の国レベルでの重要性を考えれば州の専属的権限にふさわしいとは思えない活動（大都市の設置）を州が行うことを正当化することになる、②憲法第117条第2項p号によるコムーネ等の選挙法、執行機関及び基本的権能は、国の専属的立法事項であり、列挙されていない新たな自治体についても、州は規律することができないわけでもない、③憲法第114条⁽⁵³⁾は、共和国を構成する団体として大都市を挙げたことにより、共和国、実際には国に、少なくとも基本的な点については全国で統一的に規律された大都市を設置する義務を課している、④大都市は同名の県の廃止と入れ替わりに設置されるものであり、県の設置は国の権限である。

以上に加え、憲法第117条の規定にもかかわらず、憲法裁判所は従来、同第2項及び第3項に含まれないものが、自動的に州の立法権限事項になることを否定してきた⁽⁵⁴⁾。また、大都市に移行する9県⁽⁵⁵⁾を具体的に列挙したことにより、大都市設置の一般的手続を規定していないとの主張に対しては、大都市への転換が適当と考えられた全ての県を指定しており、56号法は明らかに一般的な性格を持つ法律であるとした。

第二に、大都市の長及び議会の選出方法（間接選挙制）は違憲との主張⁽⁵⁶⁾に対して、憲法裁判所は、議会等について直接選挙を実施することは必須ではなく、大都市の憲章により直接選挙制を導入可能であることと、（コムーネの長及び議員による選挙という）利害関係者の真の参加を可能にする措置が講じられていることをもって、合憲と判断した。

第三に、大都市を構成するもう一つの機関たる評議会の権限が限られたものであることを違憲の要素としたこと⁽⁵⁷⁾に関しては、構成コムーネの長全員により構成される評議会の代表的性格も踏まえ、憲章による権限拡大が可能であることをもって、現行規定による制限された権限を合憲と判断した。

3 県

56号法は、原則として通常州⁽⁵⁸⁾を対象に、県の機関と権能の再編を行っている。県の機

(50) Sentenza Corte costituzionale 24 marzo 2015, n. 50. 同判決の解釈に当たっては、Alberto Lucarelli, “La sentenza della Corte costituzionale n. 50 del 2015. Considerazioni in merito all’istituzione delle città metropolitane,” *federalismi.it*, n.8, 2015.4.22, pp.2-7を参照した。なお、州は、その利益を守るために、国の法律の合憲性について、当該法律の公布後60日以内に憲法裁判所に提訴することができる。

(51) 憲法第117条第2項は、国が専属的に立法できる事項を列挙しており、そのうちp号は「コムーネ、県及び大都市の選挙法、執行機関及び基本的権能」を挙げている。また、同条第4項は、国の立法に明示的に留保されていない事項は、州が立法権を有すると規定している。あわせて、同条第3項は、国と州の競合的立法事項に関して、基本原則の確定は国に留保されるものの、その他の立法権は州に帰属すると規定している。

(52) 提訴者は全て通常州であり、ここで争われているのは大都市設置が通常州の立法権限に属するかという点である。

(53) 憲法第114条の内容については、前掲注(2)を参照。

(54) Sentenza Corte costituzionale 17 dicembre 2003, n. 370.

(55) 10県ではなく9県であるのは、首都ローマ大都市について規定した56号法第101項から第103項が提訴の対象とならなかったためである。

(56) 関係する憲法条文としては、前掲注(2)で述べた第114条のほか、人民主権を規定した第1条、地方自治を規定した第5条、普通選挙を規定した第48条及び欧州連合の法制度を遵守することを規定した第117条第1項が挙げられている。なお、第117条第1項に関連して、地方議会は住民の直接公選により形成されなければならないと規定した欧州地方自治憲章第3条第2項も参照されている。

(57) 大都市において唯一、構成員が直接選挙により選出される機関の権限が限定的であることが問題とされており、関係する憲法条文として、前掲注(56)で挙げたもののほか、行政権能の配分について規定した第118条等が挙げられている。

(58) イタリアにおける州の区分に関しては、前掲注(4)を参照。

関には、次のとおり、県知事、県議会及びコムーネ長会議があり、その職は無報酬とされた。

県知事は、県内のコムーネの長及び議員により選出される⁽⁵⁹⁾。被選挙資格は、県知事の選挙日以降18か月以上の任期が残っている県内のコムーネの長が有する⁽⁶⁰⁾。県知事の任期は4年⁽⁶¹⁾、県を代表し、県議会及びコムーネ長会議を招集かつ主宰し、サービス及び組織の状況等を監督し、憲章により与えられた権能を行使する。

県議会は、県知事及び住民数に応じて規定された人数の議員（16名～10名）から構成される。県議会議員の選挙権及び被選挙権は、県内のコムーネの長及び議員が有し、任期は2年である。また、県議会は、政策等の方針決定及び執行機関に対する統制を行い、規則及び諸計画を可決し、県知事から県議会に提出されるその他全ての議案について決定を行うとともに、憲章に係る提案及び予算承認の最終決定についての権限を有する。

各県内のコムーネの長により構成されるコムーネ長会議は、憲章を採択するとともに、予算の承認について諮問を受ける権限を有する。憲章は、提案、諮問及び統制に関するその他の権限をコムーネ長会議に与えることができる。

県の基本的権能も再定義され、①環境に関する調整、保護及び活用のための県の領域における計画作成、②県の領域における輸送サービス計画作成、民間輸送に関する認証及び監督、県道の建設及び管理、③学校ネットワークに係る県レベルの計画作成、④データの収集及び処理並びに地方団体に対する技術的及び行政的援助、⑤学校建築の管理、⑥県の領域における雇用上の差別事象の監督及び男女機会均等の促進が挙げられている。

県によって従来行われてきた、上記以外の権能は、国と地方が共通の課題について協議し、協力を図る場である統合会議⁽⁶²⁾での合意により再編される。この合意を介して、国と州は、再編対象となる権能を厳密に確定し、①権能ごとに実施に最適な領域の確定、②コムーネ及びコムーネ連合による基本的権能の効果的な遂行、③所要の統一的規制を存続させること、④合意又は契約に基づき、再編の過程に加わった自治体間で権能実施の証明及び委任の形式を定めることという目的を満たすために関係する権限を定める。

4 コムーネ連合・統合

56号法は、コムーネ連合に加え、共同してサービス等を行う契約に参加するコムーネの合計人口も1万人以上であることを要件とする一方、山岳共同体（*comunità montana*）⁽⁶³⁾の場合には、要件を人口3,000人以上に引き下げるが、3コムーネ以上の参加が必要と定めた。また、コムーネ連合の議会については、議員数の上限設定を当該連合の憲章に委ねるとともに、各コムーネが少なくとも1名の代表を有することを必須と改めた⁽⁶⁴⁾。憲章については、連合の設立の時には、参加する各コムーネの議会により可決され、その後の改

(59) 1993年以降、県知事、県議会議員ともに直接選挙制であったことに関しては、前掲注(11)を参照。

(60) なお、56号法施行後最初の選挙においてのみ、前県議会議員が被選挙資格を認められた。

(61) ただし、後述する県議会議員の場合と合わせ、コムーネの職を失えば、県の職も失う。

(62) 統合会議とは、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動に対する自治体の協力を推進し、共通の課題について検討するために設置された機関で、1997年8月28日立法命令第281号「国、州及びトレント・ボルツァーノ自治体の間の常設会議の定義及び権限拡大並びに州、県及びコムーネに利害の共通する事項及び任務に関する国・都市及び地方自治体会議との統合」（Decreto Legislativo 28 agosto 1997, n. 281, Definizione ed ampliamento delle attribuzioni della Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano ed unificazione, per le materie ed i compiti di interesse comune delle regioni, delle province e dei comuni, con la Conferenza Stato - città ed autonomie locali.）第8条等に基づく。

(63) 山岳共同体とは、山岳地帯にあるコムーネ、一部が山岳地帯であるコムーネ等により形成されるコムーネ連合の一種である。

(64) 56号法による改正前は、「可能な限り」各コムーネがその代表を有することと規定されていた。

正は当該連合の議会が行うと定め、連合が自身で憲章についての決定を行うこと（自治）を認めている。連合の首長は、従来参加コムーネいずれかの長とされていたものを、参加コムーネの書記⁽⁶⁵⁾が務めることと改められた。なお、コムーネ連合の機関（首長、議会、理事会）における全ての役職は、無報酬である。

コムーネ連合の数は、2015年時点の450（参加コムーネ数は2,401、そこに属する人口は約998万人）から2017年時点では535（参加コムーネ数は3,105、そこに属する人口は約1198万人）となっており、その重要性を増している。

また、56号法は、コムーネ統合（*fusione di comuni*）についても、一連の促進策⁽⁶⁶⁾を設けたほか、隣接したコムーネの「併合」による統合について、新たな手続を設けた。その手続とは、併合する側のコムーネは、その法人格と機関を維持し、併合される側のコムーネの機関を廃止するというものである⁽⁶⁷⁾。後者の保護のために、併合する側のコムーネの憲章には、適切な参加及び分権の手段についての規定を追加する。また、統合による影響を緩和するため、旧コムーネの領域ごとに区（*municipi*）を設け、一定の期間、統合前の異なる租税及び公共料金を維持することも認めた⁽⁶⁸⁾。なお、コムーネ統合は、従来、2000年立法命令第267号第15条等でも規定されていたが、十分には機能していなかった⁽⁶⁹⁾。

おわりに

地域の実情に合わせた地方制度の見直しのため、1990年に大都市の存在が法定されて以降、設置の手法（例えば、大都市が設置される領域に属するコムーネ等の提案に基づいた任意の大都市の設置か、法律で規定した所定の大都市の一律の設置か）や、権能の在り方（県に比べて、どのような権能を大都市に付加するか）等、その設置に関する立法措置が模索されてきた。ただし、大都市の設置は、従来の制度を改革し、新たな地方団体を構想するものであったため、実現は容易でなかった。しかし、経済・財政危機への対応が求められる中、2012年以降は、県の抜本の見直しと並行して検討され、一旦は関係規定が違憲と判断されるも、2014年には56号法が制定され、2015年以降、特別州の州法によるものとあわせ、実際に大都市が設置されるに至った。

新たに設置された大都市の組織上の特徴は、州とコムーネの中間に位置する地方団体として付与された権能を踏まえた合理化という観点から、その機関について兼職を前提に（それゆえ無報酬で）間接選挙による選出を原則としたことである。この地方団体の合理化は、地方制度上、大都市と同じ階層にある県についても、同様の兼職を前提とした間接選挙制の導入、権能の縮減という形で進められている。また、56号法は、元来、小規模コムーネの多さに対処するために設けられたコムーネの連合及び統合の制度に対しても、促進策のほか、要件や機関等の見直しを加えている。こうした56号法等による措置の結果、基

(65) 書記は、コムーネの長により任命され、議会及び理事会に対して助言及び補助等を行う役職である。

(66) 例えば、小規模コムーネ（人口5,000人未満のコムーネ）の統合により生じた新コムーネにも、小規模コムーネに対する優遇規定を適用する等の措置が挙げられる。

(67) 従来の統合では、新たなコムーネが形成されるものとされていた。

(68) ただし、区の設置に関する規定については、2017年4月24日緊急法律命令第50号「財政に関する緊急措置、領域団体のための措置、震災被災地域に対する追加措置及び発展のための措置」（Decreto Legge 24 aprile 2017, n. 50, Disposizioni urgenti in materia finanziaria, iniziative a favore degli enti territoriali, ulteriori interventi per le zone colpite da eventi sismici e misure per lo sviluppo. (convertito con modificazioni dalla Legge 21 giugno 2017, n. 96.)) により廃止されている。

(69) コムーネの数は、1991年の8,100から2011年の8,092までほとんど変化が見られない。ただし、2017年には7,978となっており、僅かながら減少の傾向がうかがえる。

礎自治体たるコムーネに対しては、連合や統合により事務の効率化を図り、州との中間に位置する県に対しては、その権能及び機関の「軽量化」による合理化を図っている。他方、権能の面では、同じ階層にあるとはいえ、大都市の権能を県より優越させるなど、両者の差異化も図られており、これは大都市圏のニーズに合わせた大都市の設置という元来の目的に対応したものとと言える。

参考文献

- ・ AA.VV., *La Riforma delle Province e delle Città Metropolitane*, Napoli: Simone, 2014.
- ・ Federica Fabrizzi e Giulio M. Salerno (a cura di), *La riforma delle autonomie territoriali nella legge Delrio*, Napoli: Jovene, 2014.

(あしだ じゅん)

2014年4月7日法律第56号

「大都市、県並びにコムーネの連合及び統合に関する規定」(抄)

Legge 7 aprile 2014, n. 56

Disposizioni sulle città metropolitane, sulle province, sulle unioni e fusioni di comuni.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳訳

第1条

1. この法律は、大都市、県並びにコムーネ⁽¹⁾の連合 [unioni] 及び統合 [fusioni] に関して、その制度を補完性、差異性及び最適性の原則⁽²⁾に適合させる目的で、規定を設ける。
2. 大都市は、第44項から第46項までに規定する権能及び次に掲げる一般的な制度上の目的を有する広域の領域団体である。大都市領域の戦略的発展の管理。大都市に関するサービス、社会資本及び通信ネットワークの統合的な推進及び管理。欧州の大都市及び大都市圏との関係を含む、大都市間の制度上の関係の管理。
3. 県は、第51項から第100項までの規定に基づいて規律される広域の領域団体である。その領域全体が山岳地帯である県及び国境に接している県には、第51項から第57項まで及び第85項から第97項までに規定する特例措置が認められる。
4. コムーネ連合は、コムーネの管轄する権能又はサービスを共同して実施するために、2以上のコムーネにより形成されるものである。コムーネの連合及び統合は、第104項から第141項までの規定により規律する。
5. 憲法第2部第5章の改正⁽³⁾及び関連する実施規定が実現するまでの間、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、バーリ、ナポリ及びレッジョ・

* 2014年法律第56号は1条全151項の法律であるが、以下では、大都市に関連する第1項から第50項まで及び第101項から第103項までを訳す。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。なお、本稿におけるインターネット情報は、2017年8月31日現在である。

- (1) 憲法上、イタリアの現在の地方自治体の階層は、「州—県又は大都市—コムーネ」の三層制である。このうち、県、大都市及びコムーネをあわせて地方団体という。コムーネは、基礎自治体で、我が国で言えば市町村に当たる。また、大都市は、2001年憲法改正により初めて憲法上の地方団体として規定された。憲法制定当初、憲法上の地方団体は県及びコムーネのみであった。なお、地方団体に州を加えた場合は、領域団体と総称する。
- (2) 「補完性原則」とは、市民に最も近接した階層の政府に権能を付与することを原則としながらも、その統一の行使を保障する必要がある場合には上位の階層の政府に当該権能を付与することができるものである。また、「差異性原則」とは、等しい状況は等しく規律し、異なる状況には異なる規律を行うことにより、行政権能の付与が合理的に行われるよう求めるものである。事例を挙げれば、一般に、大規模なコムーネは、小規模なコムーネより多くの権能を遂行することができる。この場合、国又は州は、行政権能の配分を変えることができる。つまり、大規模コムーネには、ある権能を直接行使するよう配分できるが、それ以外のコムーネには、当該権能を複数のコムーネで共同行使するよう配分すること、県に配分すること又は州にとどめることも可能とするものである。「最適性原則」とは、権能配分の際して、最もふさわしい階層の政府に権能を委ねなければならないということ、つまり、法律により権能を委ねられた政府が当該権能を管理できなければならないということの意味している。Augusto Barbera e Carlo Fusaro, *Corso di diritto pubblico*, 9 ed., Bologna: Il Mulino, 2016, pp.383-384.
- (3) 2014年4月に中道左派政権によって提出された憲法改正案は、2016年5月に議会で可決されたが、同年12月に国民投票で否決された(賛成40.9%、反対59.1%)。当該改正案の目的の一つは、憲法第2部第5章を改正し、県の廃止等とともに、国、州及び地方団体の間の権限配分を見直して、各階層間の関係を簡素化することであった。

カラブリアの各大都市については、憲法第114条⁽⁴⁾及び第117条第2項p号⁽⁵⁾の規定に基づき、かつ、当該規定を遵守するとともに、同第117条の規定に基づく州の[立法]権限を侵害することなしに、この法律により規律する。この法律の原則は、サルデーニャ州、シチリア州及びフリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州⁽⁶⁾により、それぞれの憲章に従って採択される、大都市及び大都市圏の規律のための経済的及び社会的な大改革の原則⁽⁷⁾として効力を有する。

6. 大都市の領域は、県の境界変更及び大都市への編入のための憲法第133条第1項⁽⁸⁾の規定に基づくコムーネ([大都市と同名の県に]隣接する県の中心コムーネ[comuni capoluogo]⁽⁹⁾を含む。)の発議を可能とした上で、同名の県の領域と同一とする。大都市の属する州が、同第133条に規定する手続による要求から30日以内に、コムーネの示した提案の全体又はその一部に反対の意見を表明した場合には、政府は、当該意見の表明から90日以内に関係するコムーネと州の間で合意が結ばれるよう促すこととする。当該期限内に合意に達しなかった場合には、内閣は、州問題担当大臣及び内務大臣の報告を聴取し、州知事の意見に従い、憲法第133条第1項の規定に基づき、県及び大都市の領域変更を定める法律案の承認及び議会への提出を最終的に決定する。
7. 大都市の機関は、次のとおりである。
 - a) 大都市の長
 - b) 大都市議会
 - c) 大都市評議会
8. 大都市の長は、大都市を代表し、大都市議会及び大都市評議会を招集かつ主宰し、サービス及び組織の状況並びに決定の実施を監督する。大都市の長は、憲章により与えられたその他の役割を担う。大都市議会は、[政策等の]方針決定及び[執行機関に対する]統制を行う機関であり、憲章及びその改正を評議会に提案し、規則⁽¹⁰⁾及び計画を承認する。大都市議会は、大都市の長により同議会に提出されたその他の決定について承認又は採択を行う。大都市議会は、憲章により与えられたその他の役割を担う。大都市の長

(4) 憲法第114条は、「①共和国は、コムーネ、県、大都市、州及び国によって構成される。②コムーネ、県、大都市及び州は、憲法が定める原則に基づく固有の憲章、権限及び権能を有する自治団体である。③ローマは、共和国の首都である。国の法律が、その制度について定める」と規定している。なお、地方団体の「憲章」とは、2003年法律第131号第4条第2項の規定によれば、地方団体の組織及び活動に関する原則、当該団体の行為を統制する形式並びに少数派の代表の保障及び人民の行政への参加を定めるもので、同団体の議会により制定されるものである。他方、州の憲章に関しては、憲法第123条の規定により、憲法に適合するように州の統治形態並びに組織及び運営の基本原則を定めるもので、かつ、州の法律及び行政措置に関する州民発案権及び州民投票の行使並びに州の法律及び規則の公布を規律するものと定められている。

(5) 憲法第117条第2項は、国が専属的に立法できる事項を列挙しており、そのうちp号は「コムーネ、県及び大都市の選挙法、執行機関及び基本的権能」を挙げている。また、同条第4項は、国の立法に明示的に留保されていない事項は、州が立法権を有すると規定している。あわせて、同条第3項は、国と州の競合的立法事項に関して、基本原則の確定は国に留保されるものの、その他の立法権は州に帰属すると規定している。

(6) これらの州はいずれも、憲法的法律(憲法と同等の効力を有する法律で、憲法典自体を改正する法律とは異なるものも含む。)で定める特別憲章に基づき、特殊な形式と条件の自治権を有する特別州である。

(7) 特別州の憲章に基づき、州の専属的立法権(国と州の立法権の対等性)の例外の一つとして、国の法律は、国の経済的及び社会的な大改革についての原則を定めることができる。つまり、発効しているいかなる種類の州の法規であれ、当該原則に違反していれば廃止されることがあり得、州は、地域の特別な要求及び条件も踏まえながら、国の立法による原則に適合するようにしなければならない。

(8) 憲法第133条は「①一の州内における県の領域の変更及び新たな県の設置は、コムーネの発議に基づき、当該州の意見を聴取して、共和国の法律で定める。②州は、関係する住民の意見を聴取して、州の法律により、その領域内に新たなコムーネを設置し、並びにコムーネの区域及び名称を変更することができる」と規定している。

(9) 県の中心コムーネとは、僅かな例外を除いて当該県の中で人口が最大で、県の機関が置かれているコムーネのことを指す。大都市の中心コムーネや州の中心コムーネという場合も同様である。

(10) 大都市を含む地方団体の「規則」とは、地方団体の議会により制定され、当該地方団体の憲章の下で、地方団体の組織、権能の遂行及び管理の規律等について定めるものである。

の提案による予算案を、大都市議会は採択し、その後大都市評議会の意見を聴取する。大都市を構成するコムーネの3分の1以上、かつ、大都市の総人口の絶対多数に対応する票数により、大都市評議会により表明された意見に従い、大都市議会は、大都市の予算を最終的に承認する。大都市評議会は、憲章の規定に従い、提案し、及び諮問を受ける権限並びに第9項に規定する権限を有する。

9. 大都市評議会は、大都市を構成するコムーネの3分の1以上、かつ、大都市の総人口の絶対多数に対応する票数により、大都市議会により提案された憲章及びその改正について、採択又は否決を行う。
10. この法律を遵守して、憲章は、大都市の組織に係る基本原則を定めるものとする。当該原則は、第8項及び第9項の規定を侵害せず、諸機関の職権及び当該機関の間の権限分割を含む。
11. 第10項に規定する事項のほか、憲章は、以下の事項について定める。
 - a) 憲章は、大都市領域の政府の活動全体を調整するための方式及び手段を定める。
 - b) 憲章は、大都市及びコムーネの権能の組織化及び実施の方式に関して、領域によっては異なることも許される共通の組織形態を定めるとともに、大都市を構成するコムーネ及びコムーネ連合並びに大都市の間の関係を規律する。人的、物的及び財政的資源を利用する方式について定める取決めを通じて、特殊な権能の実施のために、コムーネ及びコムーネ連合は、大都市の組織を利用することができ、大都市は、コムーネ及びコムーネ連合の組織を利用することができる。また、当該取決めを通じて、財政上の新たな負担又は負担の増加を生じることなしに、コムーネ及びコムーネ連合は、大都市の組織に特殊な権能の実施を委任することができ、大都市は、コムーネ及びコムーネ連合の組織に同様の委任をすることができる。
 - c) 憲章は、州の提案に基づくか、少なくとも州と合意の上で、特殊な権能のために、かつ、領域の特殊性を考慮して、財政上の新たな負担又は負担の増加なしに、大都市の機関と連携した調整組織を備えた、同質性のある複数の区域を設置することができる。当該合意がない場合には、構成員の3分の2以上の賛成による大都市評議会の決定をもって〔合意に〕代えることができる。
 - d) 憲章は、大都市の領域外のコムーネが大都市と合意を結ぶことを可能にする方式を定める。
12. レッジョ・カラブリア大都市に関する第18項の規定を除いて、第5項第1文及び第101項から第103項⁽¹¹⁾までに規定する大都市は、この法律の施行日⁽¹²⁾に、同名の県の領域に設けられる。
13. (2014年6月23日法律第89号⁽¹³⁾により修正を伴って法律に転換された2014年4月24日緊急法律命令第66号⁽¹⁴⁾により削除。)

(11) 第101項から第103項は、首都ローマ大都市について規定している。

(12) この法律が共和国官報に掲載された翌日である2014年4月8日である。

(13) Legge 23 giugno 2014, n. 89, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 24 aprile 2014, n. 66, recante misure urgenti per la competitività e la giustizia sociale. Deleghe al Governo per il completamento della revisione della struttura del bilancio dello Stato, per il riordino della disciplina per la gestione del bilancio e il potenziamento della funzione del bilancio di cassa, nonché per l'adozione di un testo unico in materia di contabilità di Stato e di tesoreria. 「競争性及び社会正義に係る緊急措置に関する2014年4月24日緊急法律命令第66号の修正を伴った法律への転換。国の予算構造の見直しの完遂、予算管理に係る規律の再編及び現金予算の機能強化並びに国の会計及び国庫に関する統一法の採択に関する政府への委任」

(14) Decreto Legge 24 aprile 2014, n. 66, Misure urgenti per la competitività e la giustizia sociale. (convertito con modificazioni dalla Legge 23 giugno 2014, n. 89.) 「競争性及び社会正義に係る緊急措置」

14. 2013年12月27日法律第147号⁽¹⁵⁾第1条第325項の規定の例外として、この法律の施行日に在任中の県知事及び県理事会[の構成員]⁽¹⁶⁾は、通常の行政及び緊急かつ延期できない決定のために、2014年12月31日まで、無償で職にとどまることとする。県知事は、同日まで、県議会の権能も保持する。この法律の施行日に、国の代表委員⁽¹⁷⁾により行政が行われている県は、当該委員による行政が、第82項に規定する方式⁽¹⁸⁾に基づいて、2014年12月31日まで延長される。県の権能に関しては、第85項から第97項までに規定する再編規定⁽¹⁹⁾を適用する。第82項に規定する場合にも、制定後の改正を経た2000年8月18日立法命令第267号で定める地方団体制度に関する統一法(以下「統一法」)⁽²⁰⁾第80条、第84条、第85条及び第86条に規定する有給休暇並びに社会保障、社会福祉及び社会保険に関する費用負担について、行政職員としての活動に伴うものは、県が負う。
15. 2014年10月12日までに、中心コムーネの長により公示される大都市議会選挙を行い、大都市議会及び大都市評議会を設置することとする。大都市評議会は、2014年12月31日までに憲章を承認することとする。
16. 2015年1月1日[以降]、大都市は、同名の県と交替し、当該県から貸借関係を引き継ぎ、財政均衡及び国内安定協定⁽²¹⁾の目標を遵守して、その権能を実施する。同日[以降]、中心コムーネの長は、大都市の長の権能を保持し、大都市は、その憲章及び機関をもって活動を行い、第44項から第46項までに規定する固有の権能も保持する。同日に、大都市の憲章が承認されていない場合には、県の憲章を適用する。県知事及び県理事会に関する県の憲章の規定は、大都市の長に適用する。県議会に関する規定は、大都市議会に適用する。
17. 2015年6月30日までに憲章が承認されない場合には、2003年6月5日法律第131号⁽²²⁾第8条に規定する代行権限⁽²³⁾の行使に関する手続を適用する。
18. レッジョ・カラブリア大都市は、県の機関の任期満了時に又は当該機関の早期失職又は早期解散の日から30日以内に⁽²⁴⁾、第12項から第17項までに規定する手続により設

(15) Legge 27 dicembre 2013, n. 147, Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (Legge di stabilità 2014). 「国の単年及び複数年予算の決定のための規定(2014年安定法)」なお、安定法とは、各年度において収支の増減を目的として現行法令の改正を行う法律であり、多様な内容を含んでいる。

(16) 県理事会とは、県における執行機関で、県知事及びその任命する理事から成る機関であったが、2014年法律第56号により廃止された。

(17) 憲法違反、法律の重大かつ持続的な違反、公安上の重大な理由等により県議会の解散が行われた場合に、県の管理のため、内務大臣の提案及び内閣の決定に基づき、大統領により任命される役職である。

(18) 第82項は、当該委員が、県議会及び県理事会の権能も行使することとして、無償で職にとどまることを規定している。

(19) 第85項から第97項は、県の基本的権能を改めて列挙するとともに、当該権能実施の裏付けとなる財源等の決定基準を首相令で定めることなどを規定している。

(20) Decreto Legislativo 18 agosto 2000, n. 267, Testo unico delle leggi sull'ordinamento degli enti locali. 「地方団体制度に関する法律の統一法」

(21) 国内安定協定とは、財政赤字を国内総生産の3%以内に収めるという欧州連合の安定・成長協定に基づいた財政基準を遵守するために、州を始めとした領域団体に対して、それぞれの予算の財政赤字を国があらかじめ定めた割合に抑えるよう義務付けるものである。

(22) Legge 5 giugno 2003, n. 131, Disposizioni per l'adeguamento dell'ordinamento della Repubblica alla legge costituzionale 18 ottobre 2001, n. 3. 「2001年10月18日憲法的法律第3号における共和国の組織の調整に関する規定」

(23) 2003年法律第131号第8条は、国際規範又は欧州連合の規範の履行を始め憲法第120条で規定する事項に関して、州及び地方団体が必要な措置を行わない場合、首相が、州等の発案により、所管大臣の意見に基づき、まず、当該団体に対して適切な期限を示し、当該期限内に必要な措置が行われなければ、内閣が、関係機関の意見を聴取し、所管大臣又は首相の提案に基づき、必要な措置を行うことなどを規定している。

(24) 県の機関には、県知事、県議会、県理事会がある。このうち、県知事が任期満了を待たず、国会議員選挙への立候補を始めとした諸事由により失職した場合、理事も失職し、県議会も解散される。他方、県議会が任期満了を待たず、憲法に違反する行為等の諸事由により解散された場合も、県知事及び理事が失職する。なお、理事全体が任期途中で失職する場合は、いずれも県知事の失職に基づくものであるため、結果は上記と同様となる。

置されるものとし、レッジョ・カラブリア市の機関の更新〔つまり、選挙〕より先に発効しないものとする⁽²⁵⁾。その結果として、第12項から第17項までに規定する期限は、大都市の設置日をこの法律の施行日に置き換えて、改めて確定するものとする。いずれにせよ、2014年9月30日という期限⁽²⁶⁾は、当該設置の日から180日後と改める。2014年12月31日及び2015年1月1日という期限は、県の機関の任期満了から240日後と改める。2015年6月30日という期限は、県の機関の任期満了から365日後と改める。

19. 大都市の長は、中心コムーネの長が務める。
20. 大都市議会は、大都市の長及び以下の数の議員により構成する。
 - a) 人口300万人超の大都市の場合には、24名の議員
 - b) 人口80万人超、300万人以下の大都市の場合には、18名の議員
 - c) その他の大都市の場合には、14名の議員
21. 大都市議会の任期は、5年間である。中心コムーネの議会が更新された場合、当該コムーネの長の〔当選の〕宣言の日から60日以内に大都市議会の新たな選挙が行われる。
22. 大都市の憲章は、大都市の長及び議会の直接選挙を、国の法律で定める選挙制度に基づき定めることもできる。さらに、大都市の長及び議会の普通選挙を行うためには、選挙の公示の日までに中心コムーネの領域を複数のコムーネに区分することが必要条件である。この目的のために、中心コムーネは、統一法第6条第4項に規定する手続に従って採択されるコムーネ議会の決定により、当該領域区分を提案しなければならない。コムーネ議会の提案は、大都市の全ての市民を対象に各州法に基づいて実施される住民投票に委ねられ、投票者の過半数により承認されなければならない。さらに、州が、憲法第133条の規定に基づいて、その法律により、新たなコムーネの設置及びその命名について措置することが必要である。以上のこの項の規定に代えて、人口300万人超の大都市に限り、大都市の長及び議会の普通選挙を行うためには、大都市の憲章で第11項c号の規定に基づく同質性のある複数の区域の設置を定めていること、及び、中心コムーネが、大都市の憲章に合致するよう、その領域を行政上の自治を与えられた複数の区域に実際に区分することが必要な条件となる。
23. 統一法に、次の修正を加える。
 - a) 第60条第1項⁽²⁷⁾のうち、
 - 1) 第1行の「コムーネ議会議員」の後に、「大都市議会議員」の語を加える。
 - 2) 第12号を「12) 別のコムーネ、大都市、県又は区⁽²⁸⁾それぞれにおける、在任中のコムーネの長、県知事、大都市議会議員、コムーネ議会議員、県議会議員又は区議会議員」に改める。
 - b) 第63条第1項⁽²⁹⁾第1行の「コムーネ議会議員」の後に、「大都市議会議員」の語を加える。

(25) レッジョ・カラブリア大都市の中心コムーネであるレッジョ・カラブリア市は、2012年10月、マフィア組織との接触を理由に、市長及び全市議が中央政府により解任された。その後、2014年10月の市長選挙まで、政府が派遣した代表委員が行政を執行した。この2012年以降の状況を踏まえ、2014年法律第56号では、レッジョ・カラブリア大都市に関して特例が設けられ、レッジョ・カラブリア市長等の選挙後で、かつ、レッジョ・カラブリア県の機関（知事・議会・理事会）の任期終了後に、同大都市が設置されることとした。その後、2016年の当該機関の任期終了により、同大都市が設置された。

(26) この2014年9月30日という期限は、削除された第13項に規定されていた、憲章案起草会議が大都市議会に憲章案を提出する期限である。

(27) 統一法第60条第1項は、地方団体の首長又は議員の被選挙資格の欠格事由となる職を列挙している。

(28) 区は、大規模なコムーネに複数置かれ、憲法上の地方団体ではないが、議会もあり、行政への住民参加を目的としている。

(29) 統一法第63条第1項は、地方団体の首長又は議員と兼職することができない職を列挙している。

c) 第65条を、次のとおり改める。

「第65条(州議会議員、コムーネ議会議員及び区議会議員の兼職禁止)

1. 県知事、コムーネの長及び理事の職務は、当該の県又はコムーネの属する州の州議会議員の職務と兼職することができない。
 2. コムーネ議会議員及び区議会議員の職務は、それぞれ別のコムーネのコムーネ議会議員及び別の区(別のコムーネのそれを含む。)の区議会議員の職務と兼職することができない。
 3. コムーネ議会議員の職務は、同一コムーネ又は別のコムーネの区の区議会議員の職務と兼職することができない。」
24. 大都市の長、大都市議会議員及び大都市評議会の構成員の任務は、第12項から第18項までに規定する機関に関するものを含め、無償で遂行される。統一法第80条、第84条、第85条及び第86条に規定する有給休暇並びに社会保障、社会福祉及び社会保険に関する費用負担について、行政職員としての活動に伴うものは、大都市が負う。
 25. 大都市議会は、大都市に属するコムーネの長及びコムーネ議会議員によって選出される。在任中のコムーネの長及びコムーネ議会議員は、大都市議会議員の被選挙資格を有する。コムーネの長又はコムーネ議会議員の職務が終了したときは、大都市議会議員の職を失う。
 26. 選挙は、議員定数の半分以上かつ当該定数を超えない数の候補者を登載し、投票権を有する者の5%以上により署名された、競合する複数の候補者名簿に基づいて行われる。
 27. 候補者名簿において、いずれの性別も候補者数の60%を超えて登載されることはできず、その際、より少なく登載された性別の候補者の割合に0.5に満たない小数部分がある場合は、繰り上げて計算する。いずれかの性別の候補者が60%を超えた場合には、第29項に規定する選挙事務局は、第1文の規定の遵守が保障されるように、より多く登載された性別に属する候補者の名前を削り、候補者名簿を短くすることとし、候補者名簿の末尾から措置を行う。超過した立候補を削った結果、第26項に規定する立候補者数の下限に達しない候補者名簿は、認められない。
 28. 2012年11月23日法律第215号⁽³⁰⁾の施行日から5年間は、第27項の規定を適用しない。
 29. 候補者名簿は、大都市議会事務局に設けられる選挙事務局に提出されるが、[大都市が設置される前の]最初の適用の際は、投票日の21日前の8時から同じく20日前の12時までに県の役所に提出される。
 30. 大都市議会選挙は、大都市の領域に対応する単一の選挙区において、競合する複数の候補者名簿に対して、直接、自由かつ秘密に投票することにより行う。投票は、第29項に規定する選挙事務局において、同一の日に行う。
 31. 第29項に規定する選挙事務局は、第33項の規定に基づいて定められる人口区分により、投票権を有する者の属するコムーネの規模に従い異なる色彩になるよう、投票用紙を調製する。投票権を有する者には、当該者が在任しているコムーネに対応した色彩の投票用紙を配布する。

(30) Legge 23 novembre 2012, n. 215, Disposizioni per promuovere il riequilibrio delle rappresentanze di genere nei consigli e nelle giunte degli enti locali e nei consigli regionali. Disposizioni in materia di pari opportunità nella composizione delle commissioni di concorso nelle pubbliche amministrazioni. 「地方団体の議会及び理事会並びに州議会における両性別の代表の均衡回復を促進するための規定。行政の選考委員会の構成における機会均等に関する規定」なお、その施行日は、2012年12月26日であった。

32. 選挙人は、第 33 項の規定に基づいて決定された[自身が]首長又は議員を務めるコムーネの人口区分の総人口により決定した指数に基づき調整された票を投じる。
33. 選挙のために、大都市のコムーネを次のとおり区分する。
- a) 人口 3,000 人以下のコムーネ
 - b) 人口 3,001 人から 5,000 人までのコムーネ
 - c) 人口 5,001 人から 10,000 人までのコムーネ
 - d) 人口 10,001 人から 30,000 人までのコムーネ
 - e) 人口 30,001 人から 100,000 人までのコムーネ
 - f) 人口 100,001 人から 250,000 人までのコムーネ
 - g) 人口 250,001 人から 500,000 人までのコムーネ
 - h) 人口 500,001 人から 1,000,000 人までのコムーネ
 - i) 人口 1,000,001 人以上のコムーネ
34. 大都市に属するコムーネの人口区分ごとの調整指数は、この法律の付表 A に示された方式、演算及び制約に従い決定される。
35. さらに、選挙人は、投票用紙の所定の行に候補者の姓、又は同姓の場合は姓名を書くことにより、候補者名簿に記載された大都市議会議員候補者に対する優先投票⁽³¹⁾を行うことができる。投票の価値は、第 34 項の規定に基づき調整される。
36. 各候補者名簿の得票数 [cifra elettorale] は、各候補者名簿の獲得した調整済みの有効得票の合計値から成る。各候補者名簿に対する議員数の配分のために、議員定数に達するまで、各候補者名簿の得票数を 1、2、3、4・・・という数で連続して除する。そして、議員定数と等しい数だけ、そのようにして得られた商の中でより大きいものが降順に選出される。各候補者名簿は、選出された商のうち自身に帰属するものと等しい数の当選者を獲得する。整数部分及び小数部分ともに商が等しい場合には、議席は得票数のより大きい候補者名簿に配分することとし、得票数も等しい場合には、くじ引で配分を行う。
37. 第 29 項の規定に基づき設けられた選挙事務局は、開票作業の終了後、次の行為を行う。
- a) 各候補者名簿の調整済みの得票数を決定する。
 - b) 調整済みの優先投票に基づき、各候補者の調整済みの個人 [得票] 数を決定する。
 - c) 候補者名簿間の議席配分及び関連する公示を行う。
38. 調整済みの個人 [得票] 数が等しい場合には、その候補者名簿の当選者の中でより少ない性別の候補者が当選する。当選した各性別の候補者の数も等しい場合には、より若年の候補者が当選する。
39. 大都市内のコムーネの長又は議員の職務の終了を含む理由により空席となった議席は、同一候補者名簿において最大の調整済み個人 [得票] 数を獲得した候補者に配分される。大都市内のコムーネの長又は議員として選出されたか又は再選された大都市議会議員は、職務が終了したとはみなさない。
40. 大都市の長は、大都市議会議員の中から副市長 1 名を任命することができ、副市長に委任する権能を定め、当該任命について大都市議会に速やかに通知することとする。大都市の長がその権能を行使できない場合には、副市長は当該権能を行使する。大都市の長が、自身のコムーネの長の職務を終えたことにより、大都市の長としての職務も終了した場合には、副市長は、新たな大都市の長の就任まで、その職務にとどまる。

(31) 第37項b号に規定されているとおり、候補者名簿内で当選者を決定する際、この優先投票の多寡に応じて当選順位が決定される。

41. さらに、大都市の長は、憲章の定める方式に基づき、かつ、その制約に従って、合議制の原則を遵守した上で、大都市議会議員に委任を行うことができる。
42. 大都市評議会は、それを招集かつ主宰する大都市の長と、大都市に属するコムーネの長から成る。
43. 憲章は、第5項から第11項までの規定を除き、大都市評議会が決定を行う際の多数について定める⁽³²⁾。
44. 固有財源及び移転財源に基づき、財政上の新たな負担又は負担の増加を生じることなく、かつ、国内安定協定の制約を遵守して、大都市には、県の基本的権能及びこの条第85項から第97項までの規定に基づく県の権能の再編の過程で大都市に与えられた権能並びに憲法第117条第2項p号の規定に基づく次の基本的権能が与えられる。
 - a) 地方団体たる大都市にとっての方針文書であり、州の権限事項に関する州法を遵守して州から委任又は付与された権能の行使を含む当該大都市内のコムーネ及びコムーネ連合の権能行使にとっての方針文書でもある、大都市領域の3か年戦略計画の採択及び年次改訂
 - b) 大都市共同体 [comunità metropolitana] の権限に属する通信施設、サービス・ネットワーク及び社会資本を含む、領域に関わる全般的な計画策定並びに大都市領域内のコムーネの活動及び権能の行使に係る制約及び目標の決定
 - c) 公共サービス管理に係る調整された制度の構築、大都市領域の一般的利益に関わる公共サービスの組織化。大都市は、入札文書の調製、入札の主体、サービス契約の監視並びに審査及び選考手続の組織化に係る権能を、関係するコムーネとの合意の上で行使することができる。
 - d) 大都市領域内のコムーネの都市計画の適合性及び一貫性の保障も含む、輸送交通政策
 - e) a号に規定する領域の戦略計画で示された大都市の任務と一貫した、革新的な経済活動及び研究活動に対する支持及び援助の保障も含む、経済的及び社会的な発展の促進及び調整
 - f) 大都市領域内の情報化及びデジタル化に係る制度の促進及び調整
45. 憲法第117条⁽³³⁾に規定する事項に関して国及び州に配分された権能並びに憲法第118条⁽³⁴⁾の規定の適用は変更ないものとする。
46. 国及び州は、憲法第118条第1項に規定する補完性、差異性及び最適性の原則の実施に際して、それぞれ自らの権限により、大都市に更なる権能を与えることができる。
47. 大都市が県の収入を含む貸方及び借方全てを一括して引き継いだ場合には、県の財産、職員及び物的資源は、当該大都市に配分する。動産及び不動産の所有権移転には、課税しない。

(32) ここでは「過半数」が複数形 (maggioranze) になっており、決定の内容により、絶対多数(定数の過半数)か相対多数(出席者の過半数)か等の差異を定めることが想定されている。

(33) 憲法第117条の要点に関しては、前掲注(5)を参照。

(34) 憲法第118条は「①行政権能は、その統一的行使を確保するために、補完性、差異性及び最適性の原則に基づいて、県、大都市、州及び国に付与される場合を除き、コムーネに属する。②コムーネ、県及び大都市は、固有の行政権能及び国又は州の法律によりそれぞれの権限に応じて付与された行政権能を有する。③第117条第2項b号及びh号に規定する事項についての国と州との間の調整の形式並びに文化財の保護についての取決め及び調整の形式は、国の法律で規律する。④国、州、大都市、県及びコムーネは、補完性原則に基づき、公益的活動の遂行のために市民が個人として及び団体を通じて行う自主的な行為を助長する」と規定している。

48. 大都市の職員には、県の職員に関する現行規定を適用する。県から異動してきた職員は、次の契約まで、現行の経済的待遇が維持される。
49. 政府が既に引き受けた国際的義務の時宜を得た履行を保障する必要性を考慮して、また、国の特に重要な利益と競合する州の利益を考慮して、この法律の施行日から90日以内に、ロンバルディア州は、その監督する会社も介して、「Expo 2015」と題する万国博覧会⁽³⁵⁾に関連する社会資本の実現及び管理について、直接活動する会社か、又は監督するか若しくは参加する〔他の〕会社を通じて活動する会社において、ミラノ県の保有する支配的比率の株式及びモンツァ・ブリアンツァ県の保有する株式を引き継ぐこととする。2014年6月30日までに、第1文に規定する株式のロンバルディア州への移転のために必要な会社の実現は、無償で、かつ、課税を免除して行われる。前文に規定する課税を免除されたロンバルディア州への株式の移転を規律するために必要な命令及び実施規定は、この法律の施行日から40日以内に、経済・財務大臣及び社会資本・運輸大臣の同意を得て採択される州問題担当大臣令により定める。
- 49-2. その監督する会社も介した、ロンバルディア州によるミラノ県及びモンツァ・ブリアンツァ県の保有する株式の引継ぎは、無償で行われ、その価格の会計控除も変更がないものとする。所定の専門家名簿の登録者の中からミラノ地方裁判所長官の任命した専門家の鑑定により、同州による株式の引継ぎの際、続いて、大都市への移転の際に、株式の価格の評価及び確認が行われる。評価及び確認の活動のための負担は、同等にロンバルディア州及び大都市が負う。上のおり確認されたロンバルディア州による株式の引継時の株式の価格は、大都市及び新たなモンツァ・ブリアンツァ県にそれぞれ支払われる。この項により、財政上の新たな負担又は負担の増加は生じない⁽³⁶⁾。
- 49-3. その監督する会社も介した、第49項第1文に規定するミラノ県及びモンツァ・ブリアンツァ県の参加する会社のロンバルディア州による引継ぎと同時に、当該会社の管理及び監督を行う機関の構成員は職を失い、法律及び定款の定める方法及び期間により当該機関の再編が行われる。当該機関の任用に関しては、2012年8月7日法律第135号⁽³⁷⁾により修正を伴って法律に転換された2012年7月6日緊急法律命令第95号⁽³⁸⁾第4条第4項の規定を侵害することなしに、同命令第4条第5項を適用する。失職は、新たな機関の再編の時から効力を有する。
50. 大都市には、両立する限りにおいて、統一法のコムーネに関する規定及び2003年6月5日法律第131号第4条の規定を適用する。
51. ～100. (略)
101. 第102項及び第103項の規定を除き、首都ローマ〔Roma capitale〕大都市は、この法律に定める大都市に関する規定により規律する。

(35) 2015年5月から10月にかけて、万国博覧会がロンバルディア州ミラノ大都市で開催された。また、モンツァ・ブリアンツァ県は、2009年にミラノ県北部が分割されて設置された同州の県である。

(36) 第49項の2及び第49項の3は、2014年6月24日緊急法律命令第90号「行政の簡素化及び透明性並びに裁判所の効率性のための緊急措置」(Decreto Legge 24 giugno 2014, n. 90, Misure urgenti per la semplificazione e la trasparenza amministrativa e per l'efficienza degli uffici giudiziari. (convertito con modificazioni dalla Legge 11 agosto 2014, n. 114.))により挿入された。

(37) Legge 7 agosto 2012, n. 135, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 6 luglio 2012, n. 95, recante disposizioni urgenti per la revisione della spesa pubblica con invarianza dei servizi ai cittadini. 「市民サービスの変更を伴わない公的支出の見直しに関する緊急措置に係る2012年7月6日緊急法律命令第95号の修正を伴った法律への転換」

(38) Decreto Legge 6 luglio 2012, n. 95, Disposizioni urgenti per la revisione della spesa pubblica con invarianza dei servizi ai cittadini. (convertito con modificazioni dalla Legge 7 agosto 2012, n. 135.) 「市民サービスの変更を伴わない公的支出の見直しに関する緊急措置」

102. 2009年5月5日法律第42号第24条第2項⁽³⁹⁾の規定に従い、2010年9月17日立法命令第156号、2012年4月18日立法命令第61号及び2013年4月26日立法命令第51号⁽⁴⁰⁾の諸規定は、引き続き首都ローマに適用する。
103. 首都ローマ大都市の憲章は、第11項に規定する方式により、憲法機関並びにイタリア共和国、ヴァチカン市国及び国際機関に存在する外国の外交代表の所在地としてローマが果たすことを求められている任務を最大限保障するように、[首都ローマ]大都市、首都ローマ及び他のコムーネの間の関係を規律する。
104. ～ 151. 及び付表 A (略)

参考文献

- ・ AA.VV., *La Riforma delle Province e delle Città Metropolitane*, Napoli: Simone, 2014.
- ・ Federica Fabrizzi e Giulio M. Salerno (a cura di), *La riforma delle autonomie territoriali nella legge Delrio*, Napoli: Jovene, 2014.

出典

- ・ Legge 7 aprile 2014, n. 56, Disposizioni sulle città metropolitane, sulle province, sulle unioni e fusioni di comuni. <http://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2014-04-07&atto.codiceRedazionale=14G00069&queryString=%3FmeseProvvedimento%3D%26testoNot%3D%26formType%3Dricerca_avanzata_vigente%26numeroArticolo%3D%26giornoVigenza%3D31%26titoloNot%3D%26tipoRicercaTesto%3DALL_WORDS%26titolo%3D%26testo%3D%26giornoProvvedimento%3D%26siglaProvvedimento%3D%26tipoRicercaTitolo%3DALL_WORDS%26mesePubblicazioneA%3D%26annoPubblicazioneDa%3D%26meseVigenza%3D8%26numeroProvvedimento%3D56%26annoPubblicazioneA%3D%26annoVigenza%3D2017%26mesePubblicazioneDa%3D%26giornoPubblicazioneA%3D%26annoProvvedimento%3D2014%26giornoPubblicazioneDa%3D¤tPage=1>

(あしだ じゅん)

(39) 同項は「首都ローマは、その現在の境界がローマ市と同一の領域団体であり、憲法の定める範囲内で憲章、行政及び財政に関する特別の自治を有する。首都ローマの制度は、憲法機関並びにイタリア共和国、ヴァチカン市国及び国際機関に存在する外国の外交代表の所在地としてローマが果たすことを求められている任務を最大限保障することに向けられる」と規定している。

(40) Decreto Legislativo 17 settembre 2010, n. 156, Disposizioni recanti attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento transitorio di Roma Capitale. 「首都ローマの暫定的制度に関する2009年5月5日法律第42号第24条の規定の具体化に係る規定」、Decreto Legislativo 18 aprile 2012, n. 61, Ulteriori disposizioni recanti attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento di Roma Capitale. 「首都ローマの制度に関する2009年5月5日法律第42号第24条の規定の具体化に係る追加規定」及びDecreto Legislativo 26 aprile 2013, n. 51, Modifiche ed integrazioni al decreto legislativo 18 aprile 2012, n. 61, concernente ulteriori disposizioni di attuazione dell'articolo 24 della legge 5 maggio 2009, n. 42, in materia di ordinamento di Roma Capitale. 「首都ローマの制度に関する2009年5月5日法律第42号第24条の規定の具体化に係る追加規定である2012年4月18日立法命令第61号の規定の改正及び補完」